

国連本部調査委員会 (United Nations Headquarters Board of Inquiry) のによる2008年12月27日から2009年1月19日の間のガザ地区での特定の事件に関する報告書の事務総長の要約 (日本語訳暫定版)

1. 2009年2月11日、国連事務総長は、「2008年12月27日から2009年1月19日にかけて、国連の活動に関係し発生した死傷者と損害あるいはそのいずれか、または、国連関係施設で発生した死傷者と損害あるいはそのいずれかを含む、ガザ地区で起きた以下の事件について、調査及び再検討するために」、国連本部調査委員会 (United Nations Headquarters Board of Inquiry) (以下、委員会)¹を召集した。

- a. 2008年12月29日に、UNRWA (国連パレスチナ難民救済事業機関) ハーン・ユニス“A”女子準備学校 (Khan Younis Preparatory “A” Girls School) で起きた負傷および損害と、それに続く負傷者の死亡。
- b. 2009年1月5日に、ガザ市のUNRWAアスマ小学校 (Asma Elementary School) で起きた損害と死亡。
- c. 2009年1月6日に、UNRWAジャバーリヤー“C”男子準備学校 (Jabalia Preparatory Boys “C” School) とその付近で起きた死傷と損害。
- d. 2009年1月6日に、UNRWAアル・ブレイジュ医療センター (Bureij Health Centre) で起きた損害と負傷。
- e. 2009年1月8日に、アズバ・ラブフ (Ezbet Rabou) 地区で起きたUNRWAの警護に対する小火器 (small arms) による発砲と、それに関係した国連車両の損害。
- f. 2009年1月15日に、ガザ市のUNRWA現地事務所で起きた損害と負傷。
- g. 2009年1月17日に、UNRWAベイト・ラーヒヤー小学校 (Beit Lahia Elementary School) で起きた死傷と損害。
- h. 2008年12月29日に、ガザのUNSCO (国連中東和平プロセス特別調整官事務所) で起きた損害。
- i. 2008年12月27日から2009年1月19日の間に、WFP (世界食料計画) のカルニ倉庫 (Karni warehouse) で起きた損害。

2. 委員会の委任事項にある調査団の任務の詳細は以下の通りである。

- a. 「オルメルト首相が事務総長に約束した国連関連施設に関する事件の調査報告書と、可能であれば、その他の入手可能な国家による、または他の調査の報告書を含む、既存のすべての証拠書類の収集と再検討をすること。
- b. 調査の助けになる全ての適切な目撃者などを認定し、聞き取り調査を行い、彼らの証言を記録すること。
- c. 事件現場を視察すること。
- d. 以下を含む事件に関する本部報告書を作成すること。
 - (i) 事件の事実関係に関する結論。以下を含む: 死傷者の正式な氏名; 日時; 死傷した場所; 負傷の性質; 死傷の原因; 死傷者が国連職員であり、事件の際に勤務中であったかどうか; 負傷者が国連職員出なかった場合、負傷者が事件現場あるいは事件現場付近にいた理由; 国連資産の損失と損害と死傷者に関する描写。
 - (ii) 事件の原因に関する結論。
 - (iii) 事件に関するいかなる個人、あるいは集団の責任に関する結論。
 - (iv) 事件の再発防止のためにとるべきあらゆる行動、あるいは対策を含む、この調査団の国連のとるべき行動に関する意見としての勧告。
 - (v) 写真や検死報告書などを含む、付録および添付を加えた関連した証拠。」

¹ この調査団は、イアン・マーティン氏 (Mr. Ian Martin) を長とし、ラリー・D・ジョンソン氏 (Mr. Larry D. Johnson)、シンハ・バスナヤキ氏 (Mr. Sinha Basnayake)、パトリック・アイヘンベルガー中佐 (Lieutenant Colonel Patrick Einchenberger) を調査団員とし、ニナ・ラフード氏 (Ms. Nina Lahoud) を書記官とした。

3. 委員会は、鑄られた鉛作戦 (Operation Cast Lead) 以前の、ガザ及び南イスラエルの市民に関する状況、あるいはガザの紛争に関するより広い側面やその原因を扱うことは、委任事項にないことを留意した。

4. 委員会は、各事件の事実、原因、責任に関して以下の結論に達した。下記に要約された結論に関する補助的な証拠、証拠資料および理論的証拠を合わせた完全な事実の証拠は、国連調査委員会の標準的な基準に一致した形で、事務総長に内密に提出された委員会の完全な報告書に含まれている。

事件(a): UNRWA (国連パレスチナ難民救済事業機関) ハーン・ユーンズ“A”女子準備学校 (Khan Younis Preparatory “A” Girls School) で2008年12月29日に起きた負傷および損害と、それに続く負傷者の死亡

5. ハーン・ユーンズ“A”女子準備学校は、ハーン・ユーンズ市から北西に約1キロメートルの場所に位置している。UNRWAが運営する幼稚園が、この学校に隣接している。委員会は、この学校のGPS座標は、事前にイスラエル防衛軍 (IDF) によって知らされており、この学校は、IDFと国連の活動を調整する目的で、同地域の政府活動調整官 (COGAT) によって準備された国連と共有の地図 (共同調整地図) 上に、表示されていたことを、留意した。

6. 12月29日、イスラム教の新年のために、学校は閉まっていた。この日付は、鑄られた鉛作戦開始の二日後であり、ガザに対する重点的な空爆があった同作戦の一週目であった。事件当日、UNRWA職員の一人は警備員として学校で働いており、もう一人のUNRWA職員は隣接する幼稚園の警備員として働いていた。

7. この学校の道路を挟んだ反対側には、消防隊のための市民防衛センターがあった。このセンターは電話で警告を受けていたので、このセンターの消防隊員は、このセンターが標的になるのではないかと恐れていた。消防隊員は、UNRWAの警備員に対して、警備員も標的になりえるので、学校を離れるように警告したが、警備員は残ることにした。

8. およそ午後3時30分に、爆発が起きた。委員会は、この学校でUNRWAの警備員が、この学校の門の外からの弾薬の欠片または、武器によって攻撃を受けたことを、確認した。委員会は、警備員は病院に運ばれたが、その後死亡した。隣接する幼稚園のUNRWAの警備員も、同じ弾薬によって負傷したことを、認定した。この学校も被害を受けた。

9. 委員会は、この事件に関する入手可能な情報が限られているために、このミサイルの性質や素性に関するいかなる結論にも達することができなかった。UNRWAの警備員の死亡は、いかなる正当化もできず、明らかに不当であるという結論である一方で、委員会はどの個人または集団がこの事件に関して責任を負うかという結論には達することができなかった。

事件(b): 2009年1月5日に起きたガザ市のUNRWAアスマ小学校 (Asma Elementary School) に対する損害と死亡。

10. UNRWA共学アスマ“A”小学校 (Asma Elementary Co-educational “A” school) はガザ市の中心部に位置する。学校の主要な建物は、男女各一つずつの小さなトイレを含む、教室と職員用の部屋で構成された二階建ての建物である。敷地内には、校庭、食堂のための建物、男女各一の二つのトイレが含まれる。

11. 2008年12月27日は、鑄られた鉛作戦の一部である軍事作戦によって、この学校は閉まっていた。2009年1月5日に、この紛争に関連し、パレスチナ人に対する避難所として、この学校は正式に開放された。しかし、この学校が緊急避難所として使われているという事実は、1月6日の朝まで、IDFに通知されていなかった。1月5日の夜までに、406人が学校で避難所を探していたことをUNRWAのガザ現地事務所が記録している。UNRWAの手順では、避難所を探している者に対して、特に武器の所持品検査を行うこと

を求めていた。避難場所を探していた者は、よって所持品検査をされたか、そうした者が明らかにほとんどあるいは何も持っていなかったために、検査されなかったということを、留意した。この学校で避難場所を探していた者は、登録されていた。避難場所を探していた家族の家長に、避難所身分証明書が発行されていた。登録後に、教室が宿泊所として、その家族に割り当てられた。この避難所の管理者は、家族と一緒にいられるように最大限の努めた。25歳、24歳、19歳の三人の若者(男性)は、家族のほかの者と共に、二階の一部屋を割り当てられていた。

12. 1月5日の夕方、UNRWAの警備員は、この学校の敷地の外と内をつなぐドアの位置にいた。この警備員の提供した情報によると、午後11時ごろ、上記の三人の若者の一人の母親と、その家族の一人の若者(男性)が外のトイレを使うために、そのドアを通ることをこの警備員は許可した。この二人が戻ってきた後に、上記の三人の若者がこのトイレを使うことを許可した。

13. 午後11時15分ごろ、学校の敷地内のこのトイレの建物の付近にミサイルが落ちた。この数分前に学校の建物を離れた上記の三人の若者は、これによって死亡した。また、このミサイルはこの学校の建物にも被害を与えた。委員会は、このミサイルがIDFによって空中から発射されたことを、認定した。

14. 委員会は、この三人の若者が、軍事活動に従事あるいは、従事しようとしていた可能性を考慮した。すべてを考慮すると、この若者は軍事活動に従事する準備のためでなく、自然の成り行きで、学校の敷地内のトイレを使うために外に出てであろうと結論付けた。これとの関係で、委員会は、この建物では、いかなる武器および弾薬は発見されず、すべての可能性を考慮にいれても、武器が事件前にこっそりと持ち込まれ、事件後に建物から持ち出されたと推測することは難しいことを、留意した。

15. 委員会は、IDFがこの学校が市民のための避難所として機能していたことを知っていたかどうかについて、事件当日、IDFは30万部の警告文を撒き、これと他の手段で、市民が市中心部から離れるように強く迫っていたことを、留意した。さらに、委員会は、数百人のパレスチナ人が、事件の前日からアスマ小学校に避難所を求めて集まっており、昼からは校庭で登録のために列を作っており、空中からの監視で、簡単にその状況を知ることをできたことを、留意した。

16. 委員会は、IDFが直接的かつ意図的に国連施設を攻撃したと、委員会は結論づけた。この攻撃が、国連施設の不可侵性の明らかな違反であり、国連の施設と資産のいかなる介入からの免除に関する協定の不履行にあたり、考慮した。委員会は、このような不可侵性及び免除は、軍事的な都合による要求によって、覆すことはできないことを、留意した。委員会は、それ故に、イスラエル政府は、その行動によって起こした国連施設の破壊と、この学校に避難していた三人の若者の死亡の責任を負っていることを、認定した。

17. さらに、委員会は、IDFが国連職員及び国連施設内に避難している市民、及び国連の施設と資産を保護するイスラエル政府の責任を果たすための十分な努力と予防策を履行しなかったとを、認定した。

事件(c)：2009年1月6日に、UNRWAジャバーリヤー“C”男子準備学校(Jabalia Preparatory Boys “C” School)とそのすぐ近くで起きた死傷と損害。

18. UNRWAジャバーリヤー“C”男子準備学校は、初等教育から中等教育に移る子どもたちの学校で、地域の名前からアル・ファクフーラ学校(Al Fakhoura School)としても知られている。この学校は、三階建てで、3メートル程の高さの壁に囲まれている。また、3メートル程の門を通過して中に入ることができる。この学校の西側は、アル・ファクフーラ通りに面しており、この通りの学校のすぐ外側の部分は広がっており、「安全地帯」になっている。ここには、しばしば多くの人が集まる場所であり、事件当日は果物や野菜の露天が並んでいた。

19. 委員会は、ジャバーリヤー学校のGPS座標は、定期的なアップデートを通して、事前にIDFに知らされており、COGATが準備、共有する共同調整地図にも示されていたことを、留意した。また委員会は、この学校が鋳られた鉛作戦に前もってIDFに通知された91の一時的な避難場所の一覧に含まれていたことも、留意した。この学校は、2009年1月5日から、市民に対して避難所として開放されていた。

20. 委員会は、2009年1月6日の午後の中頃、一連の大砲弾(mortar shells)が、UNRWAジャバーリヤー学校のすぐ外側に落とされ、学校内にいた7人(6人の避難所生活者と、1人のUNRWA警備員)が負傷したことを、認定した。委員会は、学校付近の死傷者数を関する確実な結論に達するために必要な大規模な調査を実施することは不可能だと、述べた。また、委員会は、OCHA及び地元の人権団体は、30人から40人程が死亡したと推定したことを、留意した。さらに、50人程が負傷したと推定されると、委員会は付け加えた。家族と共にこの避難所におり、事件当時は学校外にいた14歳の少年は、これらの学校外での死亡者の1人である可能性があることを、委員会は認定した。

21. UNRWAの警備員及びUNRWAジャバーリヤー学校内に避難していた人々の負傷と、学校への被害、学校外の死傷者の明白な原因は、学校外の道路や付近の家庭内に落ちたIDFによる120mmの大砲弾による発砲であると、委員会は認定した。

22. 委員会は、事件当時、公式声明及び報道では、イスラエル当局は、IDFはUNRWA学校内からの大砲弾に反応していたとし、学校に偽装爆弾がしかけられていたと述べたことを、留意した。委員会は、UNRWA学校の敷地内からハマスの大砲弾があったという主張は、この報告書の制作段階では、イスラエル外務省のウェブサイトに載っていたことも、留意した。委員会は、学校の敷地内からの発砲及び学校内の爆発物がなかったことを、認定した。

23. 委員会は、この事件直後に出された声明には、IDFは学校付近からの砲撃に反撃したということ、さらに留意した。委員会は、学校付近から砲撃がされたか、またIDFに直接向けられたのかについてのいかなる結論に達することはできなかつたと、述べた。しかしながら、委員会が受けたあるいは、委員会に証言した大多数の目撃者は、このイスラエル当局の主張は事実と異なると述べたことを、留意した。

24. 委員会は、発射元が確認できる大砲のもとへの反応の手段として、UNRWA学校を含む資産及び市民に最小限の危険ですむのは、正確に照準を合わせたミサイル攻撃であったことを、留意した。当時、IDFがこのような手段が利用可能であったのか、もし可能でなければ、利用可能になるまでの猶予や結果に関して、委員会は評価する立場にないとした。

25. 委員会は、IDFは、120mmの大砲弾の発砲の標的であったかもしれないあらゆる地点とこの学校との安全のために十分な距離を保たなかつたと、認定した。また、委員会は、大砲弾の一つは、学校の僅か20メートルの地点に激突し、その破片が学校内の人々に負傷を負わせたことも認定した。委員会は、たとえ十分に安全な距離が学校との間に保たれていたとしても、学校付近で起きた死傷の問題に取り組んでいなかったことを留意した。

26. IDFは、国連施設の不可侵性に違反し、機関の施設及び資産の干渉からの免除を怠つたと、委員会は結論づけた。このような不可侵性及び免除は、軍事的な都合による要求によって、覆すことはできないことを、委員会は留意した。委員会は、それゆえにイスラエル政府は、同政府の行動によって起こされたUNRWA施設及び資産への損害、またどう学校内の避難民の家族への負傷に関して責任を負うことを、認定した。

27. さらに、IDFは国連施設と資産の保護、国連施設内の避難民及び国連職員の保護することというイスラエル政府の責任を果たす為に、十分な努力及び予防措置を履行しなかつたことを、委員会は認定した。

28. 委員会は、子供と女性を含む学校外の市民に関する紛争当事者の責任は、国際人権法の規則と原則に合わせて評価されるべきであることを、留意した。委員会は、死者数や、負傷数及びその性質、どの程度そうした人々が非文民的性質と分類される行動をしていたかは、委員会の制限により、十分に調査できなかったと、委員会は述べた。

d. 2009年1月6日に、UNRWAアル・ブレイジュ医療センター (Bureij Health Centre) で起きた損害と負傷。

29. UNRWAアル・ブレイジュ医療センターはカザ地区にあるアル・ブレイジュキャンプの中央に設置された一階建てのビルで成り立っている施設である。委員会は同センターのGPS座標は、定期的なアップデートを通して、事前にIDFに知らされており、COGATが準備、共有する共同調整地図にも示されていたと言及した。

30. 同センターには入院患者はいないが、訪問する患者(外来患者)に対して主要な医療ケアを行っている。2009年1月6日、センターが損害を受け、職員と患者は負傷した。委員会は、40人の職員が、事件当日に職務に当たっており、約600人の患者の診察が行われていたと報告されたと言及した。

31. 同センターは都会の人口密度が高い所に位置する。またセンターへ通ずる道路を交差して4階建てのアパートは建っていた。委員会は、同センターとそのアパートの建物は約20メートルの距離の差をおいて離れていたことを、留意した。1月6日、約10時40分、そのアパートのビルに小型ミサイルが衝突したことを、委員会は認定した。そのミサイルによる負傷者はいなかったが、建物の被害を同地域に及ぼした。センターのUNRWAの院長は、彼がこれは「警告ミサイル」であり、もっと破壊力のある危険性の高いミサイルが続くことを想定し、彼のスタッフに患者たちがセンターの建物内に留まり外には出ないように命令したと、委員会に伝えた。委員会はそのアパートの住居者はこの攻撃を院長と同じように解釈し、またこの攻撃による死傷者がいないようだったので、そのアパートを離れたと、述べた。

32. 委員会は、約10分後、そのアパートが激しく空爆に受け、破壊されたことを認定した。そのビルは道路の方や隣接したビルに向かって崩壊することはなかった。しかしながら、その爆発の破片や榴散弾がセンターの建物やセンターの敷地内に飛び散り、その建物やセンターの敷地に駐車してあった車に損害を与えたことを確認した。

33. 委員会は、その結果、9人のセンター職員がセンター内で負傷し、3人がセンターの入口付近で、または入口付近にいた人の対応をしている最中に負傷し、そしてそのうちの1人はのちにその怪我が原因で死亡したことを、認定した。

34. 委員会はセンター内でのUNRWA職員の負傷、センターに通う患者の死傷及びセンターとその車両への損害の明白な原因は、IDFによる精密な空爆がセンターの向い側のアパートに落とされたためであることを、認定した。

35. 委員会は、IDFがそのアパートの住民の何人かはハマスの関係者であるという情報を得た一方で、そのアパートがハマスによって軍事目的で使われていたかどうかという結論を出すために、IDFが受け取った情報を十分に考慮しなかったことを、留意した。

36. IDFによって警告としてアパートを破壊するために使われた小型ミサイルについては、委員会は医療センターの院長がこの小型ミサイルによる攻撃は、センターがより被害を受けるであろう、もっと破壊力のある攻撃の前兆であるに違いないと気がつき、彼が医療スタッフに患者に医療センターの建物の中に留まるように命令したことは幸運だったことを、留意した。委員会は、それにもかかわらず、建物の中にいた多数のセンター職員が二回目の攻撃によって負傷したことを、留意した。委員会は、小型ミサイルはしたがって、医者や医師の命令と組み合わせても、医療センター内にいた人の負傷を避けるための警告としては不十分であった、述べた。さらに、委員会は、UNRWAにとって、そうした警告は二回目の攻撃によって損害を受けたセンタービルやセンターの車両の両方を守る助けにはならなかったと、述べた。

37. 委員会は、IDFは医療センター周辺での将来的な軍事行動を計画していたことを知っていたにも関わらず、UNRWAに対していかなる明確な警告は出さなかったことを、留意した。委員会は、十分な事前の警告があれば、UNRWAが施設内のUNRWA職員、センターに通っていた患者及び施設内のUNRWAの車両の安全を確保するために必要な手段をとることができ、そしてUNRWAがセンターの建物への被害自体を和らげることが可能にしたかもしれないと、述べた。委員会は、それゆえに、IDFは医療センターとの関係で十分な予防措置を取ることを怠ったことを、認定した。

38. 委員会は、国連施設の不可侵性に違反し、国連機関の施設及び資産のいかなる干渉からの免除に関する協定の不履行があったと、結論づけた。委員会はこのような不可侵性及び免除は軍事的の都合による要求によって覆すことはできないことを、留意した。委員会は、それ故に、イスラエル政府は、その行動によって起きた医療センターにいた患者の死傷、UNRWA職員の負傷、及びUNRWAの車両と施設の被害に対する責任を負っていることを、認定した。

39. 委員会は、さらにIDFが医療センターに通う市民及び職員、そして国連施設と資産を守るというイスラエル政府の責任を果たすために十分な努力と予防措置を履行しなかったことを認定した。

e. 2009年1月8日に、アズバ・ラブフ (Ezbet Rabou) 地区で起きたUNRWAの警護に対する小火器 (small arms) による発砲と、それに関係した国連車両の損害。

40. 2009年1月5日頃、UNRWA調達後方支援官 (Field Procurement Logistics Officer) は職員のうち一人の死亡と死亡した彼の家族がその遺体を回収することができていないことに気がついた。UNRWAは、家族がその職員の遺体を埋葬できるように、UNRWAが遺体を回収するべきであるという決定を出した。この決定により、派遣される護送隊がIDFによって占領されているアズバ・アブドゥ・ラブフ (Ezbet Abed Rabou) 地域を通らなければならなくなった。それゆえに、この決定は、移動の際の安全なルートと時間を確認するための連絡調整管理 (CLA) を通して、IDFと連携して回収作業を行う事を必要があった。関係するUNRWA調達後方支援官はトラックのガザ地域への入場に関してIDFと定期的に調整していた。別の国連高官が、国連職員の移動を定期的に調整する一方で、その高官のCLA内の通常の連絡相手は、調達後方支援官の通常の連絡相手と同一であった。それに応じて、調達後方支援官はCLA内の通常の連絡相手の1人に連絡をとり、必要な情報の詳細を伝えた。調達後方支援官は、特定の日程及び時間に対して“許可”を言い渡された。また、CLAは特定の道路を通らないように指示を出していた。

41. 委員会は護送隊がUNRWAガザ地区事務所を2009年1月8日の午後に離れたことを認定した。護送隊は3台の車で成り立っていた。先頭を走っていたのは国連職員が乗っており、国連の旗を付けた車で、他に衛生部の救急車、そして国連職員を乗せているもう1台の車である。この護送隊はCLAによって近づかないようにと警告されている道を避けた。先頭の車内にいたUNRWA調達後方支援官は、その先頭の車は7回か8回の小型武器での射撃攻撃を受け、委員会に伝えた。委員会は、3回の攻撃がその車に命中したが、負傷者が出なかったことを認定した。先頭の車が停止し、攻撃は中断された。CLAに連絡をしようと試みたが失敗し、護送隊はUNRWAガザ地区事務所に戻るべきだという決断が下された。護送団は実際に引き返し、その後は攻撃を受けなかった。

42. 委員会は、UNRWAが2009年1月9日に、この事件及びその他の前例の結果として、UNRWAとイスラエル当局との間での調整メカニズムが効率的に働いていないとして、UNRWAはガザ地区全土での国連職員のすべての移動の一時停止を公表したことを、留意した。委員会は、この一時停止によってUNRWAの人道支援活動が影響を受けたと、述べた。同日のその後、高官の会合で、国連職員、施設及び人道支援活動の安全保障を十分に順守の明確な保障と、IDF内のより効率的な内部調整及び連絡の向上の約束を国連は受け取った。国連はその後に国連職員の移動を再開した。

43. 委員会は、この攻撃がIDFによるものであり、警告目的であったという結論を出した。部隊の派遣を指揮したUNRWA調達後方支援官に、調整の手続きやCLAとの連絡の段階で、いかなる過失はなかったと、委員会は認定した。さらに委員会は、この攻撃はIDF内の、特にCLAと現場部隊の間での連絡の不履行の結果であったことを、認定した。

44. 委員会は国連施設及び資産のいかなる干渉からの免除に関する協定の履行を怠ったと結論を出づけた。このような不可侵性と免除は、軍事的都合の要求によって、覆すことはできないことを、委員会は留意した。委員会は従ってイスラエル政府はその政府の行動によって起きた国連施設や資産の被害に対して責任を負っていると、認定した。

45. 委員会はさらに、IDFは国連職員や護送及びその護送隊に含まれる市民の保護、及び国連施設

の保護というイスラエル政府の責任を果たすために、十分な努力や予防措置を履行しなかったことを認定した。

f. 2009年1月15日に、ガザ市のUNRWA現地事務所で起きた損害と負傷。

46. UNRWA現地事務所は、事務局長事務所やガザ地区現地事務所を含むUNRWAガザ本部施設から成り立っている。この施設は、ガザでのUNRWAの活動の中心的な拠点である。管理事務所を始めとし、燃料貯蔵設備、食糧、薬、ブランケット、及び他の人道支援のための配給物の倉庫がある。また事務所は、住宅地に位置している。委員会は、事務所のGPS座標は、定期的なアップデートを通して、国連は事前にIDFに知らせており、IDFが準備した共同調整地図にも示されていたと、留意した。

47. 鋳られた鉛作戦の地上戦は2009年1月3日に始まった。IDFはガザ地区の奥へと侵攻した。1月14日の夜までに、IDFの侵攻はガザ市の南部の郊外にまで達した。UNRWA職員は委員会に1月14日の夜中までに爆撃が段々と事務所へ近づいてきており、翌朝までには事務所のすぐ近くで爆撃が行われ、埃とコンクリートが降り注いでいたと伝えた。UNRWA上級管理者と職員は、事務所の地下にある貯蔵タンクに約170,000リットルものディーゼルが蓄えられていることを、非常に懸念した。配置してあった8個の燃料タンクのうち3個は満タンであった。攻撃が激しくなるにつれ、避難所を探していた約600人から700人の市民をUNRWA事務所に避難させた。UNRWA職員は避難してきた人々を全員検査し、一カ所に待機させた。事務所の隣に位置しているビルは爆撃を受け、そして午前7時45分頃に、訓練所と駐車場を含めた事務所は、最初の爆撃を受けた。炎と煙は、駐車場や倉庫を含む一帯を巻き込んだ。国連の外国人職員はIDFやイスラエル側の担当者に繰り返し連絡を取り、事務所及びその付近への攻撃をやめるようにと要求した。結果として、IDFによって攻撃を中止する保証は得られたが、委員会は、これらの保証は効果的でなく、2時間以上にも渡る地上攻撃はこれらの保証に見合うものではなかったことを認定した。

48. 午前約9時45分、二人のUNRWA職員は白リンを含んだくさび状のものが、給油車の下で燃えているのに気がついた。そしてくさび状のものは倉庫と燃料タンクがあるあたりの地面の上に散乱していた。爆撃が近付いていたが、UNRWA職員は事務所の建物の外へと出ていき、給油車の下で燃えている火を消そうと試みた。消火は不可能だったが、給油車の下で燃えている破片を退けることにはできた。給油車に関してかなりの懸念はあったが、UNRWA職員は給油車をより安全な場所への移動を、近づいて来る爆撃が止むまで、待つことに決めた。午後12時と12時半の間にUNRWA職員は給油車をなんとか移動させ、また事務所から何台かの車も移動させた。しかしながら、午後には事務所一帯に火は広がっていた。UNRWAの屋上の水タンクはその日の早い時間帯にすでに爆弾によって破壊されており、水は使えなくなっていた。職員は、炎が燃えやすい物質がある自動車の修理工場を飲み込んでしまった時点で、すでに薬、食べ物、雑貨、そしてブランケットを保管していた倉庫付近への火の広がりを防ぐことは不可能であったと、委員会に伝えた。

49. 委員会は、事件が当日、イスラエル政府の影響に対して次のように報道は報じた。イスラエル政府職員は、IDFはUNRWA事務所からパレスチナ側の対戦車火器などの攻撃を受けたので、それに反撃したと主張する声明が報道されたことに留意した。委員会は、2009年1月15日の朝にUNRWA職員が事務所敷地内あるいはその付近からそのような攻撃音は聞いておらず、またはその事務所内に過激派がいたことを示すようなものを見ても、聞いてもいないと述べたと、強調した。委員会は、IDFに対するいかなる軍事活動が同事務所内で行われたことを示す証拠がないことを、確認した。

50. IDFによる三発の155ミリM107型の起爆性の高い迫撃砲がUNRWA現地事務所の施設内で爆発したことを、委員会は認定した。同じ爆撃によって、少なくとも8つの白リンを含む155ミリM825AI型発煙弾の薬きょうと、さらに多数の燃えている白リンを含むくさび状のものが、事務所一帯、特に倉庫付近に落下した。

51. 委員会は、IDFによるこの迫撃砲によって、UNRWA職員1人と事務所内に避難していた身元不明の二人に負傷していたことを、認定した。委員会は、この3人が事務所内に投下された高い起爆性のある砲撃弾に含まれていた金属片の一部によって負傷したことを、認定した。

52. 委員会は爆撃による直接的な、あるいは火災といった間接的な原因によって建物、車両、及び補給品に重大な被害が及んだこと認定した。この火災は食糧、医療品、及びUNRWAによるガザ市民への人道支援に不可欠な品物を管理していた倉庫と建物を完全に破壊した。²

53. UNRWA職員二人による即座の勇気のある行動がなければ、さらに多くの死傷者と、損害が出ていたであろうことを、委員会は認定した。

54. 委員会は、IDFが国連施設の不可侵性に違反し、国連機関の施設及び資産のいかなる干渉からの免除に関する協定の不履行があったと、結論づけた。委員会は、このような不可侵性及び免除は、軍事的な都合による要求によって、覆すことはできないことに留意した。委員会は、それゆえにイスラエル政府は、同政府の行動によって起こされたUNRWA施設及び資産への重大な損害、及び負傷に対して責任を負うことを、認定した。

55. さらに委員会は、イスラエル政府の責任を果たす為に十分な努力及び予防措置を履行しなかったことを、認定した。委員会は、国連の人道支援活動の中心であり、国連職員及び市民が避難していたUNRWAの施設の安全を確保するための効果的な予防措置をとる重大な責任が、IDFには特にあったと、考慮した。

56. 委員会は、揮発性の高い弾薬を事務所内に向けて発砲したことや、白リンを含むくさび状のものを含む発煙弾を事務所の上空で使用したこと、国連施設及び職員を重金属の葉きょうの衝撃や発火力のあるくさび状のものが、施設内にいた人を危険にさらし、施設内に駐車してあった三台の燃料タンクや地下貯蔵タンクへ引火していた可能性といった影響を考えると、IDFによってとられた予防措置が、明らかに不十分であると、認定した。委員会は、すべての状況を鑑み、IDFによる高い爆発性の爆弾や白リンを含む発煙弾による、死傷者と資産への重大な被害を出したUNRWA本部内及びその付近への攻撃は、著しい過失があり、無謀に等しい行動であったと結論付けた。

² 委員会は、これらの発煙弾に関して、次のような技術的な結論を出した。この発煙弾は配置された部隊と敵の部隊との間に、視覚を遮る煙幕を作り出すことを意図として使われている。どの発煙弾も主体(葉きょう)と116個の白リンを染み込ませたくさび状のフェルトを含めた円柱状の弾筒から成り立っている。発煙弾は通常地上から100メートルから400メートルで、投下される。この投下によって、くさび状のフェルトは空気に触れ発火し、発煙する。燃えているくさび状のフェルトは3～10秒後で地面に落下し、楕円形に約100～150メートル範囲内で広がる。くさび状のフェルトは190ミリメートルの厚さで、着弾後してから5分から10分燃え続ける。各発煙弾のくさび状のフェルトに含まれる白リンの合計は5.78キロである。発煙弾の葉きょう、金属片及び他の部品は地面へ落下する。各発煙弾の合計は約46キロである。

赤十字国際委員会は「もしこのような物質(白リン)を含む兵器を軍事的攻撃目標に対して、人口密集地域で使用する場合は、市民に対する被害を防ぐために細心の注意が払われなければならない。」と述べたことを委員会は現地に行き、調査した。白リンは摂氏800度以上(華氏約1,500度)で燃え、白リンが完全に燃え尽きるか、酸素にさらされなくなるまで燃え続ける。委員会は、いくつかの点で、人の健康への悪影響を与え可能性があることを、留意した。それは、やけどによる被害、白リンの燃焼によって起こる煙の吸入、経口暴露、あるいは周囲に残る白リンの破片による被害である。委員会は、死亡及び重傷の原因は、15キロのまでの重さの発煙弾の葉きょう及びその他の金属部品や破片によるものであることを、留意した。その上、このような発煙弾が焼夷性の兵器として見なされていない中で、明らかに重大な焼夷性の効果を持っていることを委員会は留意した。

g. 2009年1月17日に、UNRWA Beit Lahia Elementary School (Beit Lahia Elementary School) で起きた死傷と損害。

57. UNRWA Beit Lahia Elementary School (Beit Lahia Elementary School) は、中庭を囲む三階建ての建物である。小学校の敷地は約3メートルの壁と金属性の門によって囲まれている。委員会は、この学校のGPS座標は、事前にIDFによって知らされており、IDFと国連の活動を調整する目的で、同地域のCOGATによって準備された共同調整地図上に、表示されていたことを、留意した。また、委員会は、この学校が鋳られた鉛作戦以前にIDFに伝えられていた91カ所の緊急避難所の一つであったことも、留意した。

58. 2009年1月5日、UNRWAは小学校を避難所として開放し、IDFにその旨を通知した。警備員はその避難所で常時配置されており、その内少なくとも1人は門に配置されていた。委員会は、警備員が武器を持ち込みがないことを確認するために、校内に入る全ての人を門で検査していたことを、留意した。さらに委員会は、UNRWAが小学校に避難してきた人を登録し、UNRWAの記録によると1月16日までに、1,891人が小学校へ避難し、そのうち265人が3歳以下の子供であったことを、留意した。

59. 委員会は、2009年1月17日、約午前6時40分、重砲が2回にわたり小学校の上空で爆発し、小学校一帯の上空に燃えている白リンを含むくさび形のフェルトが分散し、小学校に落下したと、認定した。一つの薬きょうが学校の壁に直撃し、もう一つは学校から20メートル先のところに落下した。避難所の管理者は人々に学校から逃げ、カマール・アドゥワーン(Kamal Radwan) 病院か、付近の家へ避難するよう命じた。

60. 委員会は、その数分後、一つの薬きょうが学校の建物の屋根を突き破り、もう一つは野外にある最上階の教室に繋がっている廊下の外縁に衝突したことを、認定した。二つの薬きょうのうち一つの薬きょうの破片と学校の建物の破片が、その当人も人々が避難所として使っていた教室に到達し、その結果、その教室にいた5歳と7歳になる幼い子供が死亡し、その母親といとは重傷を負ったことを、委員会は認定した。

61. 約5分後、他の砲弾が小学校の上空で爆発した。その2分後のさらなる砲弾攻撃が続いた。こうした砲弾によって、小学校一帯や教室から避難していた人々に、多数の燃えた破片が降り注いだ。燃えた白リンを含むくさび状が教室に引火した。火は広まる前に消火された。白リンを含んだくさび状のものは、数分間にわたって、小学校敷地の地面で白い煙を出しながら燃え続けた。後に、被害者の数名はその煙によって負傷したと医者に診断された。学校にいた職員の何人かは水で消火作業に当たろうとしたが、その行動は長期間にわたる健康被害を及ぼす有毒な物質を生み出したただけであった。専門家は、まず白リンに土をかけた。

62. この事件により、二人の子供が死亡し、合計13人が負傷した。そのうちの何人かは重症で、残りは比較的軽い軽傷を負ったことを、委員会は認定した。小学校の建物への被害もあった。

63. 委員会は、今回の死者、負傷者、そして損害の明白な原因は、IDFの砲弾攻撃、特に白リンを含むくさび状のフェルトを含む155mm M825A1の発煙弾によるものであることを認定した。こうした発煙弾の薬きょうの破片によって、子供が2人死亡し、負傷者も数名でた。他の負傷者は、燃えている破片あるいは薬きょうの破片の接触、あるいは燃えている白リンの煙の吸入によるものだった。国連施設の損害は薬きょうの衝突が原因であった。白リンを含む燃えたくさび状のものは、小学校の敷地内に落下し、教室に引火し、さらなる損害を引き起こした。

64. 2009年1月17日の朝、ハマスの部隊がBeit Lahia Elementary School付近にいたかどうか、IDFが攻撃を受けたか、その結果として発煙弾の使用あるいはその他の反撃措置が必要だったのかについて、いかなる結論も出さず立場にないと、委員会は述べた。起きたことを考慮すると、M825A1型砲弾の使用に関して、小学校一帯に設定された緩衝地帯は、明らかに効果が無かったと、委員会は認定した。さらに委員会は、こう

した葉きょうからの白リンを含むくさび状のものが地面に落下する前に燃え尽きるのを確認するための予防処置は、明らかに不適切であったことを認定した。

65. 委員会は、IDFが国連施設の不可侵性に違反し、国連機関の施設及び資産のいかなる干渉からの免除に関する協定の不履行があったと、結論づけた。委員会は、このような不可侵性及び免除は、軍事的な都合による要求によって、覆すことはできないことに留意した。委員会は、それゆえにイスラエル政府は、同政府の行動によって起こされた学校内に避難していた家族の構成員の死傷及び、UNRWA施設及び資産への重大な損害に対して責任を負うことを、認定した。

66. さらに、IDFが国連施設及び資産の保護、国連施設内の避難民及び国連職員の保護というイスラエル政府の責任を果たす為に、十分な努力及び予防措置を履行しなかったことを、委員会は認定した。

67. 委員会は、この事件で使用された型の弾薬によって起きうる潜在的な影響を説明した。委員会は、この事件の二日前にUNRWAガザ現地事務所に起きた事件から考え、IDFはこうした弾薬のリスクや危険性についてははっきりとわかっていたに違いないと、言及した。委員会は、この事件でどのような予防措置がとられていたとしても、人口密度の高い都市部での非常に危険性が高い物質の使用において、こうした予防措置は明らかに不十分であったと、結論づけた。委員会は、幼い子供を含めた家族の避難所として使われていた国連施設への重金属の葉きょうや燃えている白リンを含むくさび状のもの使用は致命的な影響を与えると、認定した。すべての状況を考慮し、二人の幼い子供の死亡させ、重傷を負わせ、国連の資産への破壊した小学校付近へのIDFによる白リンを含む投射物の発砲は、著しい過失があり、小学校に避難していた人々の安全と生命の無視に等しい無謀な行動であったと、結論づけた。

h. 2008年12月29日に、ガザのUNSCO(国連中東和平プロセス特別調整官事務所)で起きた損害。

68. ガザにある中東平和プロセス国連特別調整官(UNSCO)事務所はガザ市の中央に位置している。事務管理官は政治的、人道的な調整に関する委任を受けている。事件当時、国連人道問題調整事務所(OCHA)や食糧農業機関(FAO)のガザ事務所は、UNSCO事務所と同一の施設内に共同設置されていた。コンクリートと鋼鉄で強化された屋根と側面できた金属製の防空施設が、同施設の南端部分にある。この防空施設にはトイレはなく、生活空間としての設備はない。事務所の敷地内の建物の屋根には、「UN」と、白い背景にとても大きな黒い字で書かれている。事件当時、UNSCOとOCHAの所有物である10台の車両が事務所内の駐車場に駐車しており、どの車も白く塗装されており、はっきりとUNの印がついていた。

69. UNSCO施設の最も東側の一面は迎賓館施設に隣接している。この2つの施設は金網のフェンスによって分かれていた。迎賓館そのものの建物はそのフェンスから約30メートル離れていた。

70. 委員会は、UNSCO一帯のGPS座標は、定期的なアップデートを通して、事前にIDFに知らされており、COGATが準備、共有する共同調整地図にも示されていたと、留意した。

71. 委員会は、事件当時、ガザ事務所の責任者として職務についていたUNSCO政策担当官の一人とUNSCO警備員三人がUNSCO施設内にいたことを、留意した。責任者の指令のもと、警備員は防空施設の中に待機していた。責任者は、本部の建物にいた。12月29日の午前1時25分頃警備員は施設の巡回を終えた。午前1時35分頃1人の警備員が防空施設に戻り、1分も経たないうちに大きな爆発があった。その5分から10分後に、4人のUNSCO職員が2度目のさらに大きな爆撃音と、建物の屋根や駐車場に停めてあった車の上に破片が落ちてくる音を聞いた。

72. 委員会は、この事件の明白な原因は、隣接している迎賓館へのIDFによる空爆であったことを、認定した。委員会は、UNSCO施設への直接的な攻撃はなかったことを、認定した。しかし委員会は、迎賓館への攻撃は多量の爆弾の金属片やコンクリートの破片をUNSCO施設に飛び散らせ、建物や施設内に駐車してあった国連の車両に重大な物理的損傷を与え、同時に事務所内で職務についていたかもしれない国連職員に死傷の危険を与えたことを、認定した。委員会は、司令官と3人の警備員の洞察力、そして防空施設のおかげで死傷者は出なかったこと、述べた。

73. 委員会は、迎賓館がハマスによって指令部として、あるいは軍需施設として使われていたかを、考慮した。委員会は、UNSCO職員が迎賓館のハマスによる使用を信じる根拠がないとしたことを留意する一方で、この点において、どのような結論にも達することはできなかつたと、述べた。

74. 委員会は、市民に対してハマスが使っている施設に近づかないようにとするIDFの全般に適用される警告は、迎賓館が標的になつたかもしれず、UNSCO施設が迎賓館への攻撃の巻き添えになるという危険にさらされていたかもしれない国連に対しての警告として機能していなかつたことを、考慮した。委員会は、全般に適用される警告は、一般の人々に市の中心部への移動を求める指示も含まれていたと、述べた。その中心部には、UNSCO施設の周辺も含まれるために、UNSCO職員はUNSCO施設が安全だと認識していた。委員会は、IDFが近い将来起こるであろう攻撃の詳細な警告をUNSCOに対して出すことができたことを、考慮した。委員会は、こうした適切な警告は国連職員の死傷の危険性を減らしていたであろうし、特に車両などの被害を軽減あるいは回避することも可能であつたであろうと、述べた。委員会は、こうした詳しい警告を出すことによって、IDFが軍事作戦の目標が達成できなくなるという危険性は高くはなかつたと、確信した。

75. 委員会は、国連施設の不可侵性に違反し、国連機関の施設及び資産のいかなる干渉からの免除に関する協定の不履行があつたと、結論づけた。委員会はそのような不可侵性及び免除は軍事的な都合による要求によって覆すことはできないことを、留意した。委員会は、それゆえにイスラエル政府は、同政府の行動によって起こされた車両を含む、国連施設及び資産への重大な損害に対して責任を負うことを、認定した。

76. さらに、IDFが国連施設及び資産の保護、UNSCO施設内の国連職員の保護というイスラエル政府の責任を果たす為、十分な努力及び予防措置を履行しなかつたことを、委員会は認定した。

i. 2008年12月27日から2009年1月19日の間に、WFP(世界食料計画)のカルニ倉庫(Karni warehouse)で起きた損害。

77. カルニ工業地区にある倉庫は、ガザ地区の東端の境界線から200メートルほど離れたところに位置し、IDFによって警護されている。この倉庫は、カルニ検問所に近い一時的な保管設備を提供するために建てられた。これは、大型コンテナのガザ地区への通行のために設計された唯一の貨物ターミナルである。

78. 2007年にイスラエル当局によって、一般の通行に関して検問所が閉鎖し以来、UNRWA及びWFPを含む国連機関が、ガザでの配給の前に食糧やその他の製品を保管するために、カルニにある倉庫を借りた。事件当時、油、マグロ、砂糖、とうもろこし、小麦粉、そしてその他を含めた400トンの食料がWFP倉庫に保管されてた。

79. 委員会は、鑄られた鉛作戦が始まつた2008年12月27日から、治安状況によりWFP職員が倉庫に行くことが不可能になり、その結果、その日以来、倉庫に国連職員は配置されていなかつた。鑄られた鉛作戦の開始時から2月5日まで、この倉庫に保管されていた食料の利用は不可能であつたと、述べた。

80. WFPは、最初に倉庫へ戻る事ができたのは1月22日であつたと、委員会に伝えた。WFPは倉庫が小型武器による被害を見つけ、倉庫の床に散らばつていた破片から、おそらくロケットか迫撃砲による攻撃だつたと考えた。WFPは次のような被害を述べた。屋根の大きな穴、雨による部分的水没、おそらく小型武器やロケットによる攻撃による壁や窓の損害、数多くの窓の損害、排水設備の損害、電気配電設備の損害(その当時は倉庫への電気の配給はなかつた)、さらに倉庫に保管されていた食料品への損害もあつた。施設内に不発弾があることが懸念されたために、翌日WFPは倉庫への職員の立ち入り禁止を命じた。

81. 攻撃の期間中に職員、あるいはいかなる目撃者も工業地帯にいなかつたために、委員会はカルニ

倉庫がいつ砲撃を受けたのか決めるのは不可能であった。

82. 委員会は、攻撃された場所を調査した結果、壁に空いた小さな穴は小型武器によるものである可能性があるが、いつに誰がその攻撃をしたのかを確かめることは不可能であるという結論を出した。委員会は、WFPカルニ倉庫と倉庫内の物が受けた莫大な損害はカサーム型(Qassam-type)によるもので、工業的に生産されたものではなく、ハマスあるいは他のパレスチナ側の組織によってガザ内で撃たれたものである可能性が高く、鑄られた鉛作戦の期間中のどこかで倉庫が攻撃されたと、認定した。

83. 委員会は、国連施設の不可侵性に違反し、国連機関の施設及び資産のいかなる干渉からの免除に関する協定の不履行があったと、結論づけた。委員会はこのような不可侵性及び免除は軍事的な都合による要求によって、覆すことができないことを、留意した。委員会は、それゆえにハマスあるいはその他のパレスチナ側組織は、同組織の行動によって起こされたWFP倉庫施設及びその保管品の損害に対して責任を負うと、結論づけた。

84. 委員会は、ロケットを撃った軍事組織が、ハマスであろうとその他のパレスチナ側の組織であろうと、WFPカルニ倉庫へ損害を与えた軍事行動を遂行する上で、国際人道法の規則と原則を順守する責任があったと、述べた。この点において委員会は、倉庫で見つかったロケットのようなハマスが使用する工業生産されていないロケットは、無差別攻撃の武器でありと述べ、ガザから発射される場合、このロケットの使用は、イスラエルの市民の死傷及び民間の目標の破壊を意図としていたことが含まれていたこと、さらにはそのロケットの使用はガザ内の市民の死傷及び民間の目標の被害の重大な危険性も伴っていたことも認定した。

結論と勧告

85. 委員会は、委任事項により特定の9件の事件に関係したすべての証拠書類の収集と再調査、またその他の調査委員会同様に、この委員会の報告書はこれらの事件の事実に関する結論、これらの事件の原因に関する結論、これらの事件のいかなる個人又は集団の責任に関する結論、委員会の意見として、この事件の再発を避けるために取るべき行動又は対策を含む、国連が行うべき行動に関する勧告するように求められていたことに、留意した。

86. 各事件に関するその事実、原因及び責任についての委員会の結論の要約は、上記に提示されている。

87. これらの要約からわかるように、9件の事件のうち6件について、委員会は関係した死傷及び損害の原因は、IDFによって地面からの発射、空中からの発射または落とされた弾薬を伴う軍事行動であると結論づけた。それゆえに：

- ・ 委員会は、UNRWAアスマ学校の事件における明白な原因は、IDFによる一発のミサイル攻撃であったことを、認定した。委員会はこの攻撃によって、この学校に避難していた家族の3人の若者（男性）が死亡し、学校施設は損害を受けたことを、認定した。
- ・ 委員会は、UNRWAジャバーリヤー学校の事件におけるその明白な原因は、IDFによる重迫撃砲であることを、認定した。これらの重迫撃砲は、学校外に着弾し、学校内の7人の避難民を負傷させ、学校施設に損害を与えたことを、委員会は認定した。また、委員会はこの重迫撃砲は学校の付近で、この施設の避難民の14歳の子供1人を含む子供と女性など多数の死傷者を出したことを、認定した。
- ・ 委員会は、UNRWAアル・ブレイジュ医療センターの事件における明白な原因は、センターの反対側の建物に対するIDFによる空爆であることを、認定した。委員会は、これに伴う爆発によって、このセンターに通う患者の1人が死亡し、2人が重傷を負い、9人の国連職員も負傷し、国連施設及び車両に損害がでたことを、認定した。
- ・ 委員会は、UNRWA現地事務所の事件における明白な原因は、IDFによる迫撃砲の発砲であることを認定した。委員会は、この発砲により3つの起爆性の高い砲弾が敷地内で爆発し、多数の燃焼中の

白リンを含むくさびと共に、少なくとも8つの白リンを含む発射体の薬きょうが敷地内に落ちたことを、認定した。この発砲は、UNRWA職員と1人この施設に避難していた2人を負傷させたことを、委員会は認定した。また、この発砲は、その直接的な影響及び、その結果として起きた火災によって、かなりの被害をUNRWAの建物、車両、支援物資に与えたことを、委員会は認定した。UNRWAのガザにおける人道支援活動は、結果として悪影響を受けた。もし、UNRWA職員の2名の迅速な勇気のある行動がなければ、より多くの死傷者がでたと共に、さらなるUNRWA本部とガザの運用センターへの被害につながっていたと、委員会は述べた。

- ・ 委員会は、UNRWAベイト・ラーヒヤー小学校の事件における明白な原因はIDFによる大砲の発砲であることを、認定した。この発砲によって、2つの薬きょうが学校内に落下し、2人の子供が死亡し、この学校内に避難していた家族に重傷を負わせたことを、委員会は認定した。また、この発砲によって、多数の燃焼中の白リンを含むくさびが、学校敷地内に落下し、教室に引火し、さらなる被害を学校施設に与えたことを、委員会は認定した。

- ・ 委員会は、UNSCO施設の事件における明白な原因は、IDFによるUNSCO施設に隣接する大統領の迎賓館に対する空爆であることを、認定した。これによって、国連施設及び敷地内の国連車両が、相当の被害を受け、職務中の国連職員に死傷の危険にさらしたことを、委員会は認定した。

88. 委員会は、さらにもう一件の事件において、国連車両の損傷はIDFによる発砲によるものだと結論づけた。

- ・ 委員会は、アズバ・ラブフ地区でのUNRWAの警護に関する事件における発砲は、IDF内の伝達不足の結果として、警告目的のIDFによる小火器による発砲によるものであったと結論づけた。委員会は、この発砲が国際及び国内の国連職員を輸送中であったUNRWA車両に損害を与えたと、認定した。この事件は、UNRWA職員のガザ内の移動を一時的に中断に追い込み、その人道支援活動に影響を与えたと、委員会は認定した。

89. 委員会は、一件の事件に関して、国連施設の損傷は、おそらくハマスと見られるパレスチナ側の派閥によるものだと、結論づけた。

- ・ WFPのカルニ倉庫に関する事件は、最も深刻な損害は、パレスチナ側の派閥がイスラエルに向けて発射したが、失敗したロケット弾によるものであると、委員会は結論づけた。

90. 委員会は、一件の事件に関して、その原因を結論づけることができないとした。

- ・ UNRWAハーン・ユニス学校の事件に関しては、利用可能な情報が限られているので、UNRWA職員一名が死亡し、もう一名を負傷させ、学校施設に損害を与えたミサイルの発射地について結論に達することができなかつたと、委員会は述べた。

91. 委員会は、国連施設が不可侵であることを、想起した。委員会は、いかなる加盟国も、武力衝突の特別な状況において、軍事的都合による要求が権限を与えられまたは、優先されなければならないという立場で、この不可侵性を無効にすることはできないことを、留意した。委員会は、国連の施設及び資産はいかなる形の干渉からも免除されており、この免除はそのような軍事的要求によって、覆ることはできないことも、想起した。

92. さらに委員会は、国連職員及び国連施設内のすべての市民、また国連施設付近及びどこかほかの場所にいるすべて市民は、国際人道法の原則及び規則に従って、保護されるべきであると、述べた。

93. こうした背景の下で、イスラエル政府は、事件 (b)、(c)、(d)、(e)、(f)、(g)、(h) において (UNRWAアスマ学校、UNRWAジャバーリヤー学校、UNRWAアル・ブレイジュ医療センター、UNRWAの警護、UNRWAガザ現地事務所、UNRWAベイト・ラーヒヤー学校及びUNSCO施設)、国連施設及び資産に対する物理的な損害、また国連施設内で起きた死傷に対する責任があると、委員会は認定した。

94. 委員会はこの7件の事件に関して、UNRWAはその資産に対して、修理及び交換総費用1040万米ドル以上と概算される損害及び被害を被ったと、確認した。また、UNSCOは、修理及び交換総費用75万米ドル以上の損害及び被害を被ったと、委員会は認定した。

95. 委員会はさらに、ロケット弾発射に関係したおそらくハマスであろうパレスチナ側の派閥は、WFPカールン倉庫に関する事件 (i) に関する施設の物理的な被害に対する責任があると、認定した。この報告書当時、この事件で被った損害及び被害評価は、まだ十分に徹底したものではまだないが、修理及び交換費用は、およそ29,000米ドルと概算されたことを、委員会は留意した。

96. 委員会は、事件 (a) のUNRWAハーン・ユニス学校に関して、死傷及び物理的被害の責任について結論づけることはできなかったと、述べた。

97. 委員会は、鋳られた鉛作戦中の実施された軍事活動の方法に関する一般的な主張または否認を評価することは、この委員会の調査の範囲外であると、述べた。しかしながら、国連施設内で、また施設内からいかなる軍事活動も実行されなかったと、委員会は結論づけた。各事件の評価において、国連施設付近での軍事活動及び国連施設付近の建物の軍事使用の可能性に関する目撃者の発言、その他の情報に触れ、このような問題において結論を出すことは、委員会の調査範囲外またその立場にないことを、留意した。

98. 委員会は、結論として、市民及び民間の標的に関する危険を最小限にするためのたることができたであろう手段に関して、多数の見解を出した。

99. 委員会は、イスラエル外務省によると、ラジオ放送と数千の電話に加えて、この紛争の最初の9日間で、98万枚のリーフレットがガザにばらまかれたということ、言及した。もし、可能な状況でなければ、市民に影響を与える攻撃に対する事前の効果的な警告を出すことで、軍事作戦による危険から市民を守る義務から免除されえると、委員会は述べた。しかし、これらの警告に対して安全に移動する市民の能力が、非常に制限されていたことを、委員会は留意した。IDFは軍需品及び武器があるいかなる建物または施設を攻撃及び破壊するとして警告だが、多くの場合、どの建物がそういった目的で使われている、またはIDFが使われていると推定しているということ、市民が知っていたはずがないと委員会は述べた。軍事的な標的の付近の住民に対して、特定の警告が何度もなされたという報告はあるが、国連施設付近を標的にした攻撃の前に、国連に対してそのような警告がされた事実はないことを、委員会は留意した。特に、アル・ブレイジュ医療センター及びUNSCO施設に関する事件(d)、(h)において、こうした行動が取れたし、取るべきだったと、委員会は述べた。

100. さらに、ほとんどの警告において、いつ特定の地域が攻撃されるかについての言及はなく、あるいは攻撃地区の指定はまったく具体的でなく、「イスラエル国家の住民に対するテロ行為を行っているいかなる要素及び活動に対して対処する」意図があると記されてあったと、委員会は留意した。全面的で明確でない警告、すべての人口密集地区に対する広範囲に及ぶ攻撃、さらに市民がガザ地区を離れることができなかった事実を考えると、国連施設が攻撃の免除を前提にして、国連施設内へ避難する難民が増えたことを、委員会は留意した。市民が市中心部に行くように呼びかける1月3日と5日のIDFの60万枚の警告のリーフレットのばらまきと5日のラジオ放送の後に、UNRWAの避難所への市民の流入は劇的に増えた。委員会は、多数の警告の発行によって、IDFは多数の市民が家を離れ、避難所を探すであろうことは予想できたに違いないし、空中偵察による情報を恐らく持っていた軍事作戦において、IDFは市民のこのような移動を考慮する義務があったと、述べた。特に、UNRWAアスマ学校、UNRWAジャバーリヤー学校、UNRWAベイト・ラーヒヤー学校、UNRWA現地事務所の事件において、UNRWA臨時緊急避難所での事件に関する責任は、こうした背景において考えられるべきであることを考慮した。

101. IDFの実施した軍事作戦によって起きたこうした事件と関係して、国連施設及び資産の不可侵性及び不干渉を尊重する、または、国連施設内の市民及び民間目標を保護するイスラエル政府の責任を果たすための十分な努力及び予防措置を取ったと認められないことを、委員会は認定した。委員会は、IDFの行動には、結果として起こった死傷及び資産の広範囲に渡る物理的被害を伴う、国連施設、同敷地内の国連職員及びその他市民の安全に対して、さまざまな程度の過失及び無謀さが含まれると、結論づけた。UNRWAジャバーリヤー学校の事件では、委員会は、学校外での多数の死傷者に対する関係者の責任は、国際人道法の原則と規則に基づいて評価されるべきであり、更なる調査が必要であるとし、国連施設に関

してIDFが取ることができたはずの予防措置は、不十分だったと結論づけた。

国連の責任とIDFとの連絡

102. 委員会は、調整準備、UNRWA及びUNDSSとIDF間の連絡に関して、関係するUNRWA職員とUNDSS職員と緊密に議論したことに、留意した。また、委員会は関係のある書類を分析した。委員会は、国連職員の安全を確保するべく必要な行動をとるために必須なすべての情報に関して、IDFとの連絡をした国連職員の努力不足を認定しなかった。IDFの国連施設の位置及び国連職員の移動に関する認識の欠如が事件の一因になった程度について、委員会は、少なくとも事件(e)において、IDFと国連間ではなく、IDF内の連絡不足に責任があることを、認定した。委員会は、その委任事項の範囲内で、国連職員の行動または怠惰がいかなる形であっても事件の一因になったということはないと認定した。

103. 委員会は、国連による口頭及び書面で抗議し、IDFが痛惜した事件の後に、また国連施設に影響を与える事件が起きたことを、留意した。委員会は、さらなる国連施設に対する保障が与えられ、IDFとの人道調節メカニズムの向上の必要性は認識され、その準備は強化されていたことを、留意した。委員会は、この関係で、UNRWA職員、警護、施設が攻撃を受けた事件に応じて、2009年1月8日に、UNRWAは職員の移動を一時停止したことを留意した。それは、職員に対する危険が、業務の安全性の基準を超えたとUNRWAが判断したからだ、委員会は述べた。委員会は、1月9日の国防省本部(Ministry of Defense Headquarters)での高官レベルの会議で、連絡の向上の保障、IDFのより効果的な内部調整を含む、国連職員、施設及び人道支援活動の安全を完全に尊重するという保障を、国連は受けたことを、留意した。これを受けて、一時停止していた国連職員の移動を再開させたと、委員会は述べた。委員会は、特に懸念されたことは、IDF内での調整の効果を高めるためにどのような対策がとられたとしても、15日にUNRWAの現地事務所での事件、同施設にかなりの損害を与えた砲撃の早期停止、またはUNRWAバイト・ラーヒヤー学校での事件を防がなかったことであると、述べた。

104. 委員会は、UNRWA現地事務所において、死傷及びより大きな物理的な被害を防いだ二名のUNRWAの職員の行動は、その職務の責任を超えたものであったと、意見した。もし、職員が除去しなければ、IDFの弾丸の燃焼中の白リンを含むくさびが、タンカー内及び施設内の地下貯蔵庫の燃料に引火していただろう。重金属の薬きょうと白リンを含むくさびが敷地内に落ちる中で、この職員が自分の生命を危険にさらし、とった行動であった。施設を守り、倉庫の火事の広がりを食い止めようとするこの2名のUNRWA職員は、その他の職員に助けられた。委員会は、この二名を含む、委員会が調査したその他の事件で、自身の負傷に苦しみ、その他の人の死傷に対応した多くのUNRWA職員は、個人的な困難、極度のストレスと危険のなかで、国連の仕事に対して賞賛すべきコミットメントを示したことを、留意した。

105. 委員会は、軍事活動に従事しているまたは、するであろう者の国連施設へ侵入及び使用を防ぐために取った行動についても、UNRWAの管理者と話したと、報告した。この行動は、そのような人物及び武器の国連施設への侵入を防ぐための指示及び訓練を職員に与えたことを含む。委員会は、事件(b)、(c)、(g)、で避難所として使用されていたUNRWAアスマ学校、UNRWAジャバーリヤー学校、UNRWAバイト・ラーヒヤー学校において、UNRWA職員によって実際にこうした行動が取られていたという証拠を認定した。委員会は、UNRWA高官との会議で、IDFのガザ地区司令官が、IDFはUNRWA学校内で軍需品を発見しておらず、UNRWAが学校をすべての悪用を防ぐための手順があったと認め、そうしたことをIDFの部隊に確実に通知すると約束したことを、委員会は留意した。

106. 加盟国による国連施設の軍事活動への悪用に関する公的な主張は、確実性に基づいてなされるべきであるという見解を示した。それは、そうした主張の重要性、国連組織に対する一般的な認識への影響、そして継続中の軍事活動地域での同組織の職員の安全に対する深刻な影響があるからである。委員会は、軍事活動中にメディアが事件の状況が即座にかつ完全に報道すること難しいことを認識した。しかしながら、委員会は、IDF及びイスラエル政府の報道官による以下の二つの事件に関する初期の声明に対して、強い懸念を持った。

- 事件(c)において、IDFはUNRWAジャバーリヤー学校からのハマスの迫撃砲の発砲に対応した。

ハマスがこの学校に隠れているまたは、乗っ取っている。この学校には爆破物が密かに仕掛けられている。

・ 事件(f)において、UNRWA現地事務所施設にIDFが迫撃砲を撃ち込む前に、ハマスが同事務所から発砲した。

107. 委員会は、こうした主張は真実でないと認定した。さらに、真実でないとおそらく判明した後になっても、そうした主張は続けられており、十分に撤回されることも、公式に遺憾の意を表明されることもなかったことを、委員会は認定した。委員会は、この報告書の執筆時に、UNRWAジャバーリヤー学校から発砲があったとする主張は、イスラエル外務省のウェブサイトに記載されていたことを、留意した。

更なる調査を必要とする事柄

108. 事件(c)に関するこの委員会の委任事項は、UNRWAジャバーリヤー学校内の負傷及び学校付近で起きた死傷について検討するように、委員会に求めていたと、委員会は述べた。委員会は、委任事項に含まれる事件の中で、最大の人命の損失はこの事件と関係していることを、留意した。また、委員会はこうした死傷は、IDFの発砲した重臼砲撃によるものであるとした結論を想起した。委員会は受けた制約の中で、すべての死傷者が市民であったか、負傷者数及びその性質、また女性と子供を含む死亡者数について十分な調査を行うことができなかったと述べた。委員会は、こうした事柄について、国際人道法の原則と規則に基づく関係者の責任の検討のための、より広範囲に渡る調査を行う必要があるという見解を出した。

109. 委員会は、その委任事項に含まれない死傷者を含む多数の事件があることを認識し、その調査の過程で、国連組織と被害者の雇用関係、またはその他の関係のために、国連には十分な調査を保障する責任があることを、留意した。委員会は、その委任事項外ではあるが、鑄られた鉛作戦期間中に国連施設が物理的な被害を被った多数の事例があることを認識していることを、考慮した。委員会は、UNRWAによると、こうした国連施設には、当時臨時緊急避難所として使用されていた5つの学校を含む、120のUNRWA学校のうちの36の学校が含まれ、17のUNRWA医療センターのうち7つのセンター、11のUNRWAの配給所のうち2つが含まれることを、留意した。

勧告

110. 委員会の委任事項には、「こうした事件の再発防止のために必要な行動あるいは対策を含む、委員会の意見としての国連が取るべき対応に関係する」勧告の作成が含まれていた。委員会は、以下の勧告をまとめた。

補償と賠償に関する勧告

勧告1

委員会は、1月6日のUNRWAジャバーリヤー学校及び1月15日のUNRWA現地事務所からのパレスチナ側の発砲があったとするイスラエル政府の公式声明が事実と反し、この声明が遺憾であることを、イスラエル政府が公式に認めるように、国連は働きかけていくべきであると、勧告した。

勧告2

以下の点で、説明責任の追求と、国連が被ったすべての費用の補償や返済を確保するための適切な行動を国連が取るように、委員会は勧告した。

- ・ いかなる国連職員の死傷あるいは、国連施設内の第三者の死傷、と
 - ・ 破壊、損害、被害を受けた国連あるいは国連職員の資産の修理あるいは交換費用
- イスラエル政府、ハマスあるいは、いかなる第三者に責任がある死傷、被害、破壊、損失に対して。

勧告3

委員会は、国連が国連施設内で死傷した国連に雇用されていない市民あるいは、家族の死傷によって被害を被った市民への援助提供を促進するように勧告した。この提供は、とりわけ医療、義肢の提供、精神・社会的支援を含むべきである。紛争によって精神的ショックを受けた子供たちのニーズ及び被害者の介護者のニーズに特別な注意を払うべきである。

将来の調整に関して

勧告4

委員会は、国連に対して、ガザに影響を与える将来のいかなる軍事行動の際に、国連職員、業務及び施設が危険にさらされないことを確保することについて、特にIDF内で、内部メカニズムの強化をイスラエル政府に要求するように、勧告した。委員会はさらに、ガザにおける国連業務の安定した継続と、全ての職員と施設の安全を確保するために、調整及び許可に関する取り決めの点において、委員会が対処すべきだと考えるすべての問題を、イスラエルに対して国連が協議できる高官レベルの調整の場の指定を要求するように、国連に勧告した。

委員会は、国連に対して、許可の要請に関して、文面での返答が得られるように確保するために、今後の軍事行動の際に、改訂された手続きの一部として、ガザ内の国連の職員及び、あるいは車両の安全な移動の調整の取り決めに強化するように、イスラエル政府に要求するように、勧告した。

勧告5

委員会は、国連に対して、イスラエル政府が今後計画する国連施設付近での軍事行動の際に、十分に国連が職員あるいはその他の国連施設内の市民の安全を確保できるように、イスラエル政府が前もって警告を与える約束を要求するように、勧告した。

勧告6

委員会は、国連に対して、イスラエル政府が、国連施設が軍事目的で悪用されていると信じるにたる情報がある際は、UNRWAあるいはその他関係国連機関が調査をし、適切な行動をとる責任を果たせるように、常に関係国連機関高官に内密にまた即座にそうした情報を伝えるという約束をイスラエル政府がするように、国連は要求する必要があると、勧告した。

賞賛

勧告7

委員会は、2009年1月15日のIDFの軍事作戦中にUNRWA現地事務所で、敷地内に貯蔵された燃料の引火を防ぎ、破壊と損失を最小限におさえる為に、その他の者に助けられながら、自らの生命を危険にさらすという勇気のある行為を行った国連職員であるジョディー・クラーク(Jodie Clark)及びスコット・アンダーソン(Scott Anderson)に、特別な賞賛が送られるべきであると、勧告した。

調査に関して

勧告8

委員会は、イスラエル首相が国連施設に関する事件の調査の報告書が国連に提供されることを、事務総長に約束したことを、言及した。委員会は、国連に対して、この要請が実施されるための手続きをとるよう勧告した。

委員会は、国連に対して、今後国連活動中に、IDFだと思われる軍事行動によって、国連職員及び国連施設が被害を被ったいかなる場合も、イスラエル政府が迅速に調査を実施し、事務総長及び事務総長が設

立するいかなる調査委員会またはその他の調査団に対して即座にその調査報告を利用可能にし、そうした事務総長の調査団が適切な調整、実施及び調査の責任を持つIDF高官と面接する権利を持つよう、イスラエル政府が約束するように要請すべきだと、勧告した。

勧告9

委員会は、迅速で効果的な調査を可能にするために、国連はいつでもすぐに利用可能な能力のある調査員の常時待機させる制度の創設を考慮すべきだと勧告した。調査委員会またはその他の調査団が現場に派遣される前に、初期調査、評価、証拠の記録と保存を行うための軍、軍需品、科学調査及びその他関係のある専門知識を持った調査員を即座に専門家がいない国連のいかなる駐在所にも派遣できるようにすべきである。

勧告10

委員会は、UNRWA事務局長との協議の上で、委員会の委任事項に含まれていない勤務中または、勤務外のUNRWA職員の死傷及び、あるいはUNRWA施設の物理的な被害が関わるその他の事件の迅速な調査を確実にすべきであると、事務総長に勧告した。

勧告11

委員会は、委任事項で規定された9つの事件の調査のみに制限されていたことを、留意した。委員会は、国際人道法の規則と原則に基づいて、関係者の責任の評価に関係するすべて側面で結論に達することは、委員会の調査範囲でないし、その立場にもいないことも留意した。この点において、委員会は、委任事項に含まれる事件の中で最大の死亡者を出したUNRWAジャバーリヤー学校付近で起きた死傷者に関するすべての状況を完全に調査することは可能でないことを想起した。委員会は、ガザ市のUNRWA施設の道路を挟んですぐ反対側で2008年12月27日に起きた、UNRWAガザ訓練所(Gaza Training Centre)の9人の訓練生の死亡が関係する事件も言及した。UNRWA現地事務所、UNRWAバイト・ラーヒヤー学校での事件を含む、ガザの人口密集地域での白リンを含む発煙弾の使用で起きた死傷及び損害は国連人道法の規則と原則に関係した更なる調査が必要であるという意見を述べた。より一般的には、委員会は、こうした事件は、市民の犠牲者を含む鋳られた鉛作戦中に起きた多くの事件の一部であることを深く認識したことを留意し、市民が殺害され、国際人道法違反の疑いがある事件に関しては、徹底的な調査がなされるべきであり、必要に応じて完全な説明とその説明責任が果たされるべきであると述べた。委員会は、これに応じてこうした事件は、IDF、ハマス及びその他のパレスチナ側の軍閥によって、ガザ及びイスラエル南部での国際人道法違反の疑いを調査する為の、十分な要員、手段及び権限がある公平な調査の一部として、調査されるべきだと勧告した。